

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号	第63号
登録教習機関名	一般社団法人浜松労働基準協会
登録教習機関の住所	静岡県浜松市中区中央1-3-6
代表者の職氏名	会長 鵜飼 貞之
事務所の名称	一般社団法人浜松労働基準協会
事務所の所在地	静岡県浜松市中区中央1-3-6
登録した技能講習の区分	63-11 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習
登録年月日	令和5年12月6日

令和5年12月6日

静岡労働局長